

所 属	健康福祉部感染症対策推進課		
係 名	感染症対策第一係	内線	4797

新　自宅療養者への支援体制の構築

1 事 業 費 792,617 (0 → 792,617)

【財源内訳】 【主な使途】

国庫	790,361	委託料	392,142
一般財源	2,256	消耗品費	253,137
		交付金	74,736

2 背景・事業目的

変異株による感染拡大が全国的に進行し、本県においても感染者が急増しており、令和3年8月20日からまん延防止等重点措置区域に、27日から緊急事態措置区域に指定された。また、8月20日に「新たな『第5波』緊急対策」を決定し、感染者急増に備えた体制整備を進めている。

病院、宿泊療養施設の対応能力を超える感染者急増による自宅療養者の発生に対応するための体制を構築する。

3 事業概要

自宅療養者への支援体制の整備 (792,617千円)

健康観察や食料・生活必需品の提供等、自宅療養者に対する支援を実施するとともに、症状悪化を確認した場合には、電話診療、往診、訪問看護、薬剤配送、外来診療、入院措置など適切な医療を提供する。

(款) 4衛生費	(項) 1医務費	(目) (4)医療整備対策費
(明細書事業名) ○感染症対策費		
	感染症対策体制整備費	

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

飲食店等に対する時短要請に係る協力金 (まん延防止等重点措置区域の指定によるもの)

1 事 業 費 4, 158, 120 (3,868,500 → 8,026,620)

【財源内訳】 【主な使途】

国庫	3,326,496	交付金	4,158,120
諸収入	207,906		
一般財源	623,718		

2 背景・事業目的

8月17日からの営業時間短縮等の要請について、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、要請期間を延長するとともに、1日当たりの協力金額を増額する。

3 事 業 概 要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）

(4,158,120千円)

区分	県独自の時短要請	まん延防止等重点措置
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店：居酒屋を含む飲食店、喫茶店等 (宅配、テイクアウトサービスを除く) ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く） 	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの営業時間に短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの営業時間に短縮（終日、酒類の提供を行わないこと、カラオケ設備の利用自粛）
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の15市町全域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・8/17（火）～8/19（木）3日間 	<ul style="list-style-type: none"> ・8/20（金）～9/12（日）24日間
協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・1店舗あたり中小企業は2.5万円～7.5万円/日、大企業は上限20万円/日。 ※全期間要請への協力が必要。 ・ただし、8/18又は8/19から要請に応じた店舗も対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1店舗あたり中小企業は3万円～10万円/日、大企業は上限20万円/日。 ※全期間要請への協力が必要。

(款) 7商工費	(項) 1商工費	(目) (3)工礦業振興費
(明細書事業名)	○商工業企画費	
		商工業振興対策企画調整費

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

新 大規模施設等に対する時短要請に係る協力金

1 事 業 費 938,400 (0 → 938,400)

【財源内訳】 【主な使途】

国庫	938,400	交付金	920,000
----	---------	-----	---------

2 背景・事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力する大規模施設等を対象に、協力金を支給する。

3 事 業 概 要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等）
(938,400千円)

区分	概 要
対象者	①建築物の床面積が1,000m ² を超える大規模施設（ショッピングセンター、百貨店等）の運営事業者 ②要請に応じた①の一部を賃借するテナント事業者等 ※①②いずれも生活必需物資・生活必需サービスの提供施設を除く
要請内容	・午前5時から午後8時までの営業時間に短縮 ※映画館及び大規模施設でイベント（スポーツイベント等）を開催する場合は、午後9時までの営業時間に短縮
対象地域	・岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市（15市町）
要請期間	・令和3年8月20日（金）～9月12日（日）24日間
協 力 金	①大規模施設運営事業者 自己利用部分面積1,000m ² 毎に20万円×時短率※ ¹ ×時短日数 ②テナント事業者等 店舗面積100m ² 毎に2万円×時短率※ ¹ ×時短日数 ※1 時短率：短縮した時間※ ² ／本来の営業時間 ※2 短縮した時間：午後8時より翌日の午前5時までの間に於いて短縮した時間

(款) 7商工費	(項) 1商工費	(目) (3)工礦業振興費
(明細書事業名)	○商工業企画費	
	商工業振興対策企画調整費	

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

売上が減少した事業者等への支援

1 事 業 費 720,000 (1,020,000 → 1,740,000)

【財源内訳】 【主な使途】

国庫 720,000 交付金 720,000

2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業や時短営業又は外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者に対して支援金を支給する。

3 事 業 概 要

岐阜県売上減少事業者等支援金 (720,000千円)

区 分	概 要
対象事業者	<p>県内に事業所を有する中小法人・個人事業者等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある事業者。 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者。
支 給 要 件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月、9月のそれぞれの売上が、前年又は前々年と比べて30%以上減少していること（ただし、国の月次支援金の対象となる場合は対象外）。 <p>※8月、9月いずれかのみが対象となる場合は、対象となる月のみ支給が可能。</p>
支 給 金 額	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月、9月のそれぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に売上減少額を支給。 中小法人：10万円／月 個人事業者等：5万円／月 <p>※酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者については、以下の額を上限に売上減少額を支給。 中小法人：20万円／月 個人事業者等：10万円／月</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮要請等に伴う飲食店等への協力金（第7弾）の対象事業者は対象外。

(款) 7商工費 (項) 1商工費 (目) (3)工礦業振興費 (明細書事業名) ○商工業企画費 商工業振興対策企画調整費

所 属	商工労働部県産品流通支援課		
係 名	県産品振興係	内線	3092

新 酒類販売事業者に対する国の月次支援金の上乗せ支援

1 事 業 費 183,656 (0 → 183,656)

【財源内訳】 【主な使途】

国庫 183,656	交付金 174,300
	委託料 8,132

2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店に対する「酒類の提供停止」の要請に伴い、影響を受ける酒類販売事業者に対して、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給する。

3 事 業 概 要

酒類納入事業者支援金（月次支援金上乗せ枠）（183,656千円）

区 分	概 要															
対象事業者	・県内に本社・本店がある中小法人・個人事業者等であって、酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者。															
支 給 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月分、9月分それぞれの国の月次支援金の交付を受けていること。 ※8月分、9月分いずれかのみの交付を受けている場合は、対象となる月のみ支給が可能。 															
支 給 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月、9月のそれぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に売上減少額を支給。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上減少率</th> <th colspan="2">支給上限額</th> </tr> <tr> <th>中小法人等</th> <th>個人事業者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td> <td>20万円／月</td> <td>10万円／月</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>40万円／月</td> <td>20万円／月</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>60万円／月</td> <td>30万円／月</td> </tr> </tbody> </table>		売上減少率	支給上限額		中小法人等	個人事業者等	50%以上	20万円／月	10万円／月	70%以上	40万円／月	20万円／月	90%以上	60万円／月	30万円／月
売上減少率	支給上限額															
	中小法人等	個人事業者等														
50%以上	20万円／月	10万円／月														
70%以上	40万円／月	20万円／月														
90%以上	60万円／月	30万円／月														
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮要請等に伴う飲食店等への協力金（第7弾）の対象事業者は対象外。 															

(款) 7商工費 (項) 1商工費 (目) (4)商業振興費 (明細書事業名) ○流通改善指導費 中小商業活性化支援事業費
